

下町商店会会則

(平成17年6月 改定)

第1条(目的)

本会は会員相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、且つ本会の発展向上を図ると共に地域消費者に貢献することを目的とする

第2条(名称)

本会は下町商店会と称する

第3条(地区)

本会の地区は下町自治区域とする

第4条(事務局および所在地)

本会の事務局は会長宅におくものとする

第4条(事業)

本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う

- 1、会員の為にする共同売出し、共同宣伝事業
- 2、会員の経営及び販売技術の改善向上を図るための研修及び情報の提供
- 3、魅力ある商店街にする為の活性化事業
- 4、その他、本会の目的を達成する為の諸事業

第5条(会員資格)

本会の会員たる資格を有するものは、次の要件を備える事業者とする

- 1、商工業及びサービス業を営む事業者とする
- 2、本会の地区に店舗を有するもの
- 3、本会の目的達成に寄与する熱意のあるもの

第6条(加入)

前条の資格を有する者が入会の申し込みをした場合は、会長の先決事項とし、商店会役員会の承認を得て諾否を決定する

第7条(脱会)

- 1、会員は第6条にあげる資格を喪失したとき、脱会しなければならない
- 2、会員はあらかじめ本会に書面で通知した上で、役員会で承認された後脱会できる

第 8 条（ 会費及び負担金 ）

- 1、本会は会員より会費を徴収できる
会費は総会において定めた金額とする
- 2、本会が行う事業について負担金を徴収できる

第 9 条（ 役員の種類及び職務 ）

本会に次の役員を置くものとする

- 1、会長 1 名、 副会長 3 名、会計理事 2 名、監事 2 名、理事 若干名
- 2、本会に顧問相談役を置くことができる。顧問、相談役は役員会の議決を経て会長が委嘱する
- 3、会長は本会の会務を統括する
- 4、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する
- 5、理事は役員会を構成して重要事項を審議する
- 6、監事は本会の事業及び会計を常時監査し、役員会において意見を述べるることができる

第 10 条（ 役員を選任及び任期 ）

役員は総会で会員中より選出するものとし、その任期は 2 年で重任は妨げない

第 11 条（ 総会の成立及び議事 ）

- 1、総会は会長が招集して、その議長となる
- 2、総会は会員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する
- 3、総会の議事は出席会員の有する議決権の 2 分の 1 以上の同意による

第 12 条（ 慶弔費 ）

- 1、会員及びその家族が死亡した場合は、総会において決定した額の弔慰金と花輪などを贈ることとする
- 2、会員が入院した場合は、総会において決定した額の見舞をすることとする

第 13 条（ 会計年度 ）

本会の会計年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする

下町商店会組織図

平成 17 年 6 月改選

